

学生 各位

教育・学生生活委員会委員長  
有 江 力

緊急事態宣言の発出に伴う学生生活への注意について

標記のことについて、令和3年4月25日付けで東京都を含む4都府県に緊急事態宣言が発出されます。また、埼玉県、神奈川県などが引き続きまん延防止等重点措置の対象になっています。皆さんもご承知のとおり新型コロナウイルスの感染は、首都圏のみならず全国的に拡大しており、引き続き厳重な警戒が必要です。

このような状況下で授業や研究活動を安全に実施するためには、これまで再三お願いしてきたとおり、何より学生の皆さんが自ら感染しない、他人に感染させないとの強い自覚を持ち、そのためには何をしたら良いのかを常に考え、マスク着用、手指等の消毒、不要不急の外出や会食は行わないなどの感染拡大防止行動をとっていただくことが必要不可欠です。すでに感染への警戒が長期間に渡っていることから、本学のみならず社会全般に“慣れ”や“疲れ”が見られるところではありますが、原点に立ち返り、新型コロナウイルスの感染を防ぐ高い意識を十分に持ち、特に以下の点に留意して学生生活を送ってください。

- ・本学及び他大学を問わず学生同士の集まったの飲食はしないこと
- ・向かい合っの会話や発声をさけること
- ・都外への移動や宿泊を伴う行事への参加は極力さけること
- ・帰省についても今の時期に必要な不可欠かを慎重に検討した上で、帰省する場合は帰省前後の感染拡大防止行動を改めて徹底すること

また、緊急事態宣言期間中は、リモートを除きサークル活動を停止していただき、学内の運動施設なども同日から使用制限レベル3（使用禁止）として扱うこととします。

詳細については、別紙「緊急事態宣言の発出に伴うサークル活動の停止について」をご覧ください。

本件に関する問い合わせ先  
学務課学生支援係 gaksien1@cc.tuat.ac.jp

## 緊急事態宣言の発出に伴うサークル活動の停止について

本学においては、緊急事態宣言期間中は、リモートで行う活動を除きサークル活動を当面停止していただくこととします。学内の運動施設なども同日から使用制限レベル3（使用禁止）として扱うこととします。

学生の皆様方においては、度重なるサークル活動の停止について、非常に残念なことと思われるでしょうが、社会的に不要不急な外出、集合と理解されるサークル活動の実施を大学として認めることは許容されない状況になっていることを再度ご理解いただきたく思います。

ただし、動物の飼育など必要不可欠なものに限り、顧問教員が許可を出す場合があります。その場合も、最低限の人数、最短の時間で活動するようにしてください。なお、前回令和3年1月7日の緊急事態宣言発出の際に許可された活動については、今回についても活動可能なものとします。

また、サークル活動の再開は、緊急事態宣言の解除後に、東京都の感染状況等も参考に判断し、改めてお知らせいたします。

新型コロナウイルスの今後の状況によっては、対応に変化がある場合も想定されますが、その際も改めてお知らせします。

以上